

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県民生活・県経済への影響の最小化に向けて、中小企業等に寄り添った**本県独自の施策や、国の「緊急対応策-第2弾-」（3月10日決定）に対応した施策**について、次のとおり**県の緊急対策【第4弾】を実施（専決処分）**

1 県民生活・県経済への影響の最小化

○ 中小企業等に対する経営相談体制の強化（県独自施策）

・ 雇用関係助成制度の活用支援【1千万円】 [12月31日まで]

中小企業等に対してアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、各種制度の活用に係る個別相談に応じるとともに、雇用調整助成金等の申請書類の作成等を支援

・ 資金繰り等の経営不安に対するきめ細かな相談支援【8千万円】 [当面、2カ月間]

商工会、商工会議所等が中小企業診断士等と連携し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う中小企業等の経営不安への相談対応を行う場合の経費を助成

○ 個人向け緊急小口資金等の原資の増額【2.8億円→4.2億円】（国緊急対応策第2弾関係）

2 感染症対策の体制強化

○ 医療機関の仮設外来設置支援【1百万円】（県独自施策）

医療機関がプレハブ等により帰国者・接触者外来を設置する場合の経費（国庫補助対象外）を助成

○ 県立学校給食調理業者の衛生管理強化支援【4百万円】（国緊急対応策第2弾関係）

県立学校給食調理業者が衛生管理の徹底・改善を図るために設備等を購入する場合の経費を助成

中小企業等に対する経営相談体制の強化

令和2年3月25日
商工観光労働部

- 国の雇用調整助成金等の制度や本県が創設・拡充した資金繰り支援制度を有効活用していただくため、中小企業や小規模事業者等に対して、アドバイザー（社会保険労務士）の派遣や、専門家（中小企業診断士等）の活用による経営相談体制の強化を速やかに実施。

【雇用関係助成制度の活用支援】

内 容	①県社労士会に電話相談に応じるコーディネーター（社会保険労務士）を配置 ②事業所へアドバイザー（社会保険労務士会）を派遣 雇用関係制度の利用、申請書類作成の支援、個別相談の実施
対 象	従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の雇用関係制度の利用を考えている 県内事業者
期 間	受付開始日 令和2年（2020年）4月1日から12月31日まで ※3月25日から31日まで個別対応可能
申込み窓口	熊本県社会保険労務士会 （受付開始日までは熊本県労働雇用創生課：096－333－2340）

【資金繰り等の経営不安に対するきめ細やかな相談支援】

内 容	身近な相談窓口である商工会、商工会議所や中小企業団体中央会が、急増する資金繰り等の相談に、より迅速かつスムーズに対応できるよう、専門家（中小企業診断士等）を活用する場合の経費を助成 ※全県下で、40名程度の専門家を配置可能 ※当面、2か月間を想定（令和2年3月25日～）
-----	---

県立学校の学校給食調理業者に対し、令和2年4月からの学校給食再開に向けた衛生管理の徹底・改善を図るための経費を支援

1. 対象事業者

- (1) 県立学校から給食調理業務を委託されている事業者
- (2) 県立学校の給食用の最終加工品(パン・ご飯・めん類・牛乳等)の加工及び納品業者

2. 対象経費(負担割合:国2/3、県1/3)

設備等の購入に必要な経費

- ・自動手洗消毒器などの設備更新費(1事業所あたり:上限45万円)
- ・エプロン・帽子などの消耗品費(1事業所あたり:上限30万円)